

候補者氏名

第 回分

※候補者氏名（戸籍名）及び提出回数をご記入ください。

※提出が複数回に及ぶ可能性がある場合は、本紙全ページをコピーしてお使いください。

令和●年●月●日執行 江東●●●●●選挙

選挙運動費用収支報告書作成チェックリスト【要提出】

（出納責任者・候補者用）

— お願い —

- ◎次頁以降の記載上の留意事項を確認のうえ、選挙運動費用収支報告書を作成していただき、各項目にチェック✓を記入してください。
- ◎巻末の署名欄に出納責任者・候補者双方が署名（本人が自署）し、このチェックリスト一式を選挙運動費用収支報告書に添付し、提出してください。

— 注意事項 —

- ①選挙管理委員会は、本紙の巻末に出納責任者及び候補者の署名があり、かつ規定の記載事項が概ね記載され、領収書が添付されているなど、**外形的に必要な書類が整っている場合にのみ受付します。これらが整っていない場合は、提出期限日であっても受理することができません**（選挙運動費用収支報告書の提出及びこれに添付すべき書類の提出を怠ったときは、「3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金」の罰則の対象となります）。
- ②選挙管理委員会による書類の内容確認（具体的な記載事項の確認）は、後日（提出期限後）行い、明らかな誤りがある場合には出納責任者へ連絡いたします。訂正の際には、出納責任者の印鑑をご持参いただき、訂正願に記載のうえ訂正を行っていただきます（二重線による訂正のみ可。書類の差し替えは一切認めません）。
※公職選挙法では、選挙管理委員会に収支報告書の内容を確認する義務はなく、出納責任者の責任において作成された収支報告書を受理することとされています。
- ③違法な収入又は支出があった際には、取締機関である警察署（出納責任者及び候補者の住所地を管轄する警察署）へ情報提供いたします。
- ④選挙運動費用収支報告書の提出直後から、閲覧申出や情報開示請求による公開の対象となります（※選挙管理委員会による記載の内容確認を待たずに、公開の対象となります）。

はじめに

公職選挙法により、
出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄付及びその他の収入ならびに支出について、これを精算し、必要事項を記載した報告書を領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して、選挙の期日から15日以内に当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない
と定められています。

選挙運動に関する寄付及びその他の収入ならびに支出や、寄附の制限については、「立候補届出の手引」にてお示ししており、選挙運動費用収支報告書の記載例も併せて掲載しています。

これらを事前によくお読みのうえ、収支の精算を速やかに済ませ、選挙運動費用収支報告書を作成し、計上漏れや記載漏れ、記載誤り、支払いが完了していない支出、領収書の写しの添付漏れなどがないことを必ず事前に確認してから、法定期限内に選挙管理委員会にご提出ください。

※公共料金や電話料金など、第1回目の選挙運動費用収支報告書提出の時点で金額が確定していないものについては、金額が確定し、精算（支出）した結果を第2回以降の選挙運動費用収支報告書に計上し、支出の日から7日以内に提出してください。

表紙

(□にチェック✓を記入してください。該当がない項目は、×を記入してください。)

□ア 「選挙名」は、正確に記載されていますか。

□イ 「公職の候補者の住所」は、正確に記載されていますか。

※ 「候補者届出書」に記載のと通りの表記。

□ウ 「公職の候補者の氏名」は、正確に記載されていますか。

※ 「候補者届出書」に記載のと通りの表記(戸籍名)。通称又は旧姓のみの記載は認められません(戸籍名を記載したうえで、通称又は旧姓を併記することはできます)。

□エ 「期間」は、収入又は支出の最初の日から最後の日まで(提出期限日以前かつ提出日以前)が正確に記載されていますか。

□オ 「第 回分」は、正確に記載されていますか。

□カ 「事務担当者氏名」及び「電話」は、正確に記載されていますか。

※ 候補者又は出納責任者である必要はありません。日中連絡の取れる電話を記入してください。

収入の部

(□にチェック✓を記入してください。該当がない項目は、×を記入してください。)

○個票

□ア 選挙運動に関するすべての寄付及びその他の収入は、すべて正確に、収入のあった月日順に計上されていますか。

□イ 「月日」は、寄附の場合は、その約束のあった日が正確に記載されていますか。

□ウ 「種別」は、正確に記載されていますか(「寄附」又は「その他の収入」)。

※ 政党等からの公認料は「寄附」、自己資金や借入金は「その他の収入」に該当します。

□エ 最初の収入の計上日は、最初に支出した月日以前の日付ですか(簿記上、赤字になっていませんか。)

□オ 選挙事務所の無償貸与や労務の無償提供など、金銭によらない寄付を受けた場合、収入の部及び支出の部において、同日付で同額が計上されていますか。

※ 「金額又は見積額」は、金銭以外の収入(無償提供等)の場合、時価に見積もった額を記載してください。

□カ 1件10,000円を超える(10,001円以上の)寄附の場合、「寄附をした者」の項目は、すべて正確に記載されていますか。

※ 10,000円を超える寄附の場合、寄附者の氏名及び寄附金額を告示(公表)します。氏名や団体名に誤字・脱字等があった場合、誤った表記のまま告示されることとなりますので、必ずすべての項目を正確に記載してください。

※ 記載漏れがある場合、政治資金規正法で禁止された「匿名による寄附」とみなされる可能性があります。必ずすべての項目を正確に記載してください。

※ 政治団体の場合は、以下を参考に、職業欄に ①政党、②政党支部、③政治団体のいずれかを記載してください。

(参考)

①政 党 総務大臣届出の(いわゆる国政)政党。

②政党支部 ①の支部。総務大臣もしくは都道府県選管届出。

③政治団体 ①、②以外の政治団体。総務大臣もしくは都道府県選管届出。

□キ 以下のような**禁止された寄附**を受けていませんか。

※ 『立候補届出の手引』**第4 寄付の制限**を必ずご確認ください。

- ① 企業、労働組合、職員団体その他の団体などからの寄附
- ② 江東区と請負等の契約関係にある当事者からの寄附
- ③ 外国人（外国法人又は主たる構成員が外国人の団体）からの寄附
- ④ 他人名義又は匿名による寄附
- ⑤ 量的制限を超えてされる寄附
- ⑥ 公職の候補者による選挙区内にある者に対する寄付

公職の候補者に対する寄附の量的制限一覧

寄付者	個別制限	総枠制限	備考
個人	年間 150 万円	年間 1,000 万円	※
会社、労働組合など	禁止		
政治団体	制限なし		※
うち政党	制限なし		

※ 金銭等（金銭及び有価証券）による寄附は、選挙運動に関するもののみ可。

○収入の部計

□ア 「寄附」、「その他の収入」及び「計」に正しい金額が記載されていますか。

※ 個票の各ページの「寄附」・「その他の収入」の合計額と同額か、各ページの小計の合計額と同額かを今一度計算してください。

□イ 該当のない項目は、「0」が記載されていますか。

※ 第1回分の場合、前回計の記載は不要です。

□ウ 収入額が、支出総額から「公費負担相当額及び無償提供等相当額（いずれも金銭として実態のない額）」を差し引いた実質的な支出額を下回っていませんか（金銭として実態のある支出の結果、赤字になっていませんか）。

□エ 「参考」欄に、ビラ・ポスターの**公費負担相当額のみ**が正しく記載されていますか。

※ 契約総額から自己負担相当額を引いた額。

支出の部

(□にチェック✓を記入してください。該当がない項目は、×を記入してください。)

○個票

①共通事項

□ア 選挙運動に関する支出は、すべて正確に、支出のあった月日順に計上されていますか。

□イ 選挙運動用自動車の使用等、候補者の移動に要した費用や、残務整理に要した費用」など、選挙運動に関する支出とみなされない支出が計上されていませんか(『立候補届出の手引』第3「4 支出みなされないものの範囲等」参照)。

□ウ 告示日前日以前の政治活動のために要した支出(選挙運動に該当しない支出)が計上されていませんか。

選挙運動…特定の選挙で、特定の候補者(政党)の投票を得または得させるために、直接・間接を問わず選挙人に働きかける行為。

政治活動…政治活動のうち、選挙運動にわたる行為を除いた一切の活動。

□エ 「支出費目」ごとに、頁を分けて作成していますか。

□オ 誤った「支出費目」に計上されていませんか。

□カ 「月日」は、約束の日が正しく記載されていますか。

※ 公職選挙法における「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。

選挙運動費用収支報告書において、支出は、金銭等の財産上の利益供与(支払い、振込みなど)を実際に行った日ではなく、それ以前の、利益供与の約束をした月日で計上してください。そのうえで、備考欄に、利益供与を実際に行った日(提出日以降の支払いの場合は支払予定日)を記載してください。

※ 選挙運動用ポスター・ビラの作成は、遅くとも契約書に記載の契約日以前の月日を記載することとなります。また、選挙運動事務員等(事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者)の報酬は、多くの場合、告示日に選挙運動事務員等届出書を提出しているため、告示日以前の月日を記載することとなります(追加で届出書を提出した場合は、その提出日以前の月日)。

※ 以上の理由により、多くの支出において、「支出の部に計上した月日」と「領収書の日付」が異なることとなります。

□キ 「金額又は見積額」は、税込額が正しく記載されていますか（領収書に記載された金額を記載してください）。

※ 選挙運動用ポスター及びビラに限り、公費負担経費請求を行う場合、「金額又は見積額」（＝契約総額）と領収書に記載された金額（＝契約総額から公費負担相当額を差し引いた自己負担額）が異なります。

□ク 「区分」は、告示日前日までの支出は「立候補準備」、告示日以降の支出は「選挙運動」が記載されていますか。

※ これを誤ると、「支出の部計」の再計算が必要になりますので、ご注意ください。

□ケ 銀行振込により支出した際の振込手数料は、本体の支出費目に振込の日付で「振込手数料」として計上されていますか。

※ 複数の費目に係る支出を1回の振込で行った場合は、按分せずに、いずれかの支出費目に計上してください。

※ 振込手数料を計上した場合は、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」のいずれかの添付が必要となります。

□コ 「支出の目的」は、具体的に記載されていますか（例：「文具」ではなく「ボールペン代」などと、具体的に記入してください）。

□サ 「支出を受けた者」の記載漏れはありませんか。

※ 個人ではない（法人等の）場合のみ、職業の記載は不要です。

□シ 「金銭以外の支出の見積の根拠」及び「備考」は、正しく記載されていますか。

（例1）選挙事務所の無償貸与があった場合

費目：家屋費

根拠：無料で事務所を借上

備考：1日●円×○月△日～○月□日分

（例2）労務の無償提供があった場合

費目：人件費

根拠：労務無償提供

備考：1日●円×○日

(例3) 選挙運動用ポスターの公費負担経費請求を行う場合

費目：印刷費

根拠：記載不要

備考：単価●円×●枚作成　うち公費負担●円

自己負担●円は○月△日支払済

□ス 選挙事務所の無償貸与や労務の無償提供を受けた場合、収入の部にも同日付で同額が計上され、「金銭以外の収入（支出）の見積の根拠」欄にその旨が記載されていますか（前項シ参照）。

□セ 支払日が提出日以降である場合、「備考」に支払予定日が記載されていますか。

※ 選挙運動費用の精算は、選挙運動費用収支報告書の提出期限までに行う必要があります。

※ 「支払日が提出日以降」になるのは、何らかの事情で、支出を受けた者から請求書が届いていない場合等を想定しています。支払いが完了したら、直ちに領収書を徴取し、写しを選挙管理委員会に提出してください。

②【人件費】

人件費には、選挙運動事務員等（選挙運動事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆者）や労務者に対する報酬等を支出のあった月日順に記載します。

※ 報酬を支払うことができるのは、選挙運動事務員等（選挙運動事務員等届出書による選管への事前届出必須）及び労務者（届出不要）に限られます。

□ア 選挙管理委員会委員長あてに事前に選挙運動事務員等届出書による届出を行っていない運動員に対して、報酬を支払っていませんか（買収とみなされるおそれがあります）。

□イ 労務の無償提供があった場合、漏れなく記載していますか。

※ 労務の無償提供があった場合、収入の部にも同額の寄付を計上する必要があります。

□ウ 上限を超えた報酬額を支払っていませんか。(下表参照)

区分	運動員	選挙運動に使用する者（日額）		労務者 （日額）
		選挙運動事務員	車上運動員 手話通訳者 要約筆記者	
報酬	支給できない	10,000 円以内	15,000 円以内	10,000 円以内
超過勤務手当	支給できない			報酬の 5 割 以内
届出	不要	必 要		不要

③【家屋費（選挙事務所費）】

「家屋費（選挙事務所費）」には、**選挙事務所の借上料**及び**補修費等の工事代**、机、椅子、コピー機などの**備品の借上料**、**電話の架設費**等を支出のあった月日順に記載します。

□ア 権利金や敷金などの後日返還される費用や、選挙期間終了後の撤去費用など、選挙運動費用に関する支出とはみなされない支出が計上されていませんか。

④【家屋費（集合会場費）】

「家屋費（集合会場費）」には、**個人演説会場の借上料**及び**備品の借上料**等を支出のあった月日順に記載します。

□ア 告示日前日以前の政治活動のために要した支出（例：区政報告会の会場借上費など）が計上されていませんか。

⑤【通信費】

「通信費」には、**事務連絡用の郵送料**、**通話料**、**宅配便料金**等を支出のあった月日順に記載します。

□ア 選挙事務所に係る電話架設費用が計上されていませんか（正しくは「家屋費（選挙事務所費）」に計上）。

⑥【交通費】

「交通費」には、運動員、労務者等が使用した**タクシー代、電車賃、バス代**等を支出のあった月日順に記載します。

※ 選挙運動用自動車（船舶）の使用に要した費用及び候補者の交通費は、選挙運動に関する支出とはみなされないため、計上する必要はありません。ただし、駐車料金は「雑費」に計上する必要があります。

- ア 選挙運動用自動車の使用に要した費用や候補者自身の交通費など、選挙運動に関する支出とはみなされない支出が計上されていませんか
- イ 運動員や労務者の電車賃やバス代は、各個人への実費弁償として処理されていますか（「支出を受けた者」欄には、鉄道会社やバス会社ではなく、運動員や労務者各個人を記載するほか、各個人から徴した領収書⑤の添付が必要です）。

⑦【印刷費】

「印刷費」には、選挙運動に使用する**はがき、ビラ、ポスターの印刷費**を支出のあった月日順に記載します（公費負担経費請求がある場合の記載方法は、「**支出の部 ① シ**」を参照）。

- ア ポスター作成費及びビラ作成費の全額が公費負担で、自己負担額が発生していない場合であっても、計上されていますか。
- イ 公費負担経費請求分について、「領収書等を徴し難い事情のあった支出の明細書」を作成し、添付していますか。
- ウ 自己負担額が発生している場合、自己負担分の領収書⑤を徴取していますか。

⑧【広告費】

「広告費」には、選挙運動に使用する**看板、立札、ちょうちん、たすき、選挙公報原稿等の作成費や、拡声機借上料、ビラの新聞折込料**等を支出のあった月日順に記載します。

⑨【文具費】

「文具費」には、選挙運動のために使用する**用紙、ボールペン、コピー代、その他選挙事務所において使用する消耗品**等を支出のあった月日順に記載します。

⑩【食糧費】

「食糧費」には、**湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子**を提供した場合の費用や、運動員及び労務者に対し**選挙事務所において提供した弁当代**、運動員に対する**弁当料及び茶菓料**の実費弁償を支出のあった月日順に記載します。

※ **飲食店で運動員や労務者に食事を提供することは禁止されています。**

□ア 弁当を購入した際のレジ袋代を計上していませんか（雑費に計上する必要があります）。

□イ 禁止された「飲食店での運動員や労務者に対する食事の提供」を行っていませんか。

□ウ 弁当を提供した場合や、食材を購入し調理したものを提供した場合、備考欄に食数と単価の内訳が記載されていますか。

※ コンビニ等で、単価が異なる複数の種類の商品を弁当として購入し、1枚のレシートに複数の商品が記載されている場合でも、備考欄には「●円×●食」（税込額を記載）といったように、食数及び単価が分かるように記載してください。

□エ 提供できる食数の総数を超えた数の弁当を提供していませんか。

※ 区議会議員選挙及び区長選挙の場合、選挙期間を通じて315食以内。

□オ 1食1,000円かつ1人につき1日3,000円を超えた弁当の提供や、1人につき1日500円を超えた茶菓の提供をしていませんか。

□カ 労務者に弁当を提供した場合、その額を人件費（労務者報酬）から差し引いていますか。

※ 労務者に対する弁当代の実費弁償はできません。

⑪【休泊費】

「休泊費」には、**宿泊費**等を支出のあった月日順に記載します。

□ア 運動員の宿泊料の実費弁償額は、1泊12,000円（食事料2食分を含む）を、労務者の宿泊料の実費弁償額は、1泊10,000円（食事は含まない）を、それぞれ超えていませんか。

⑫【雑費】

「雑費」には、光熱水費など②から⑪までに該当しない費用を支出のあった月日順に記載します。

※ 運動員等の移動や物品の運搬のために選挙運動用自動車以外の車両を使用した場合の支出（レンタカー代、ガソリン代）は、雑費に計上してください（または、「交通費」に計上しても差し支えありません）。

※ 選挙運動用自動車（又は船舶）の使用に要した費用及び候補者の交通費は、選挙運動に関する支出とはみなされないため、計上する必要はありませんが、駐車料金は「雑費」に計上する必要があります。

○支出の部計

□ア 「立候補準備のための支出」、「選挙運動のための支出」及び「計」に正しい金額が記載されていますか。

□イ 該当のない項目は「0」が記載されていますか。

※ 第1回分に限り、前回計の記載は不要です。

□ウ 支出総額から「公費負担相当額及び無償提供相当額（いずれも金銭として実体のない額）」を差し引いた実質的な支出額が、収入額を超過していませんか（金銭として実態のある支出の結果、赤字になっていませんか）。

□エ 「支出のうち公費負担相当額」欄は、ビラ・ポスター公費負担相当額のみが正しく記載されていますか。

※ 支出の部の個票又は公費負担経費関係書類にて金額を確認し、契約総額から自己負担相当額を引いた額を記載してください。

□オ 下部の年月日は、表紙に記載した「期間」の最終日以降かつ収支報告書提出日以前の日付が記載されていますか。

□カ 出納責任者の住所及び氏名の記載は、「出納責任者選任届（変更があった場合は異動届）」の記載と一致していますか。

□キ 候補者本人が出納責任者を兼ねる場合、通称ではなく戸籍名が記載されていますか。

□ク 出納責任者による捺印はありますか。

※ 自署のみ又は記名押印の方法で差し支えありませんが、自署であっても捺印をお勧めしています（自署のみの場合は、訂正の必要が生じた際、すべての訂正箇所にも二重線・自署をする必要があるため、出納責任者の捺印があるほうが訂正時の負担が少なく済みます）。

○領収書㊟

□ア すべての支出について、領収書㊟が添付されていますか。

※ 公職選挙法により、出納責任者は選挙期日 15 日以内に収支の精算を行わなければならないと定められています。したがって、速やかに精算を行い、領収書㊟を添付し、提出してください。

なお、公共料金や電話料金など、第 1 回目の選挙運動費用収支報告書提出の時点で金額が確定していないものについては、金額が確定し、精算（支出）した結果を第 2 回以降の選挙運動費用収支報告書に計上し、支出の日から 7 日以内に提出してください。

□イ すべての領収書㊟に、金額、但し書きは漏れなく記載されていますか。

□ウ 宛名が、「候補者、候補者名義の事務所または出納責任者」以外の、後援団体や資金管理団体等第三者あての領収書㊟が添付されていませんか。

※ 実際に第三者が支出していた場合は、選挙運動費用収支報告書においては、当該第三者から寄付があったものとして処理する必要があります。なお、支出した者が政治団体であれば、当該政治団体が総務省もしくは都道府県選挙管理委員会に暦年で提出する収支報告書に記載する必要があります。

□エ 社会通念上、領収書が発行されない支出や、振込明細書しか用意できない場合、領収書㊟に代えて「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」や「振込明細書に係る支出目的書」が添付されていますか。

□オ 納品書や請求書など、領収書㊟の代わりとならない書類が添付されていませんか。

□カ 交通費や飲食代などの実費弁償などについて、運動員一人ひとりから個々に領収書を徴していますか。

○領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

銀行振込や自動販売機での購入、電子決済での購入、労務等の無償提供や公費負担の対象となる支出など、領収書等の発行を受けられない場合は、領収書等に代えて「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」の提出が必要です。

□ア 正しい「支出費目」に計上していますか。

□イ 各項目の記載事項は、支出の部と一致していますか。

※ 選挙運動用ポスター作成費及びビラ作成費の公費負担経費請求を行う場合、公費負担相当額を記載した「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を作成し、提出してください。自己負担額が生じている場合は、当該自己負担額分の領収書を徴して添付する必要があります。

□ウ 「領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事由」に、その事由が記載されていますか。

※ 事由として、「公費負担のため」、「労務の無償提供のため」、「選挙事務所の無償貸与のため」、「口座引落のため」、「インターネット（電子）決済のため」など、支出の目的に応じた内容を記載してください。

□エ 選挙名は、正しく記載されていますか。

□オ 公職の候補者及び出納責任者の住所及び氏名は、正しく記載されていますか。

○振込明細書に係る支出目的書

□ア 領収書の発行がなく、振込明細書しか用意できない支出の場合、振込明細書と併せて提出されていますか。

□イ 「支出の費目」及び「支出の目的」は、正しく記載されていますか。

□ウ 選挙名は、正しく記載されていますか。

□エ 公職の候補者及び出納責任者の住所及び氏名は、正しく記載されていますか。

江東区選挙管理委員会委員長 殿

私は、このチェックリストに記載された記載上の留意事項をすべて確認のうえ、選挙運動費用収支報告書（添付書類を含む）を作成し、表紙の「注意事項」の内容についても確認いたしました。

令和 年 月 日

出納責任者氏名_____

候補者氏名_____